

学校いじめ防止基本方針

(いじめの防止等のための基本的な方針)

常総市立水海道小学校

目次

はじめに（根拠）	1
第1 いじめの防止対策の基本的な方向	1
1 目的	1
2 いじめの定義	1
3 いじめ防止の基本理念	1
(1) 基本理念	1
(2) いじめの禁止	2
(3) 学校及び職員の責務	2
(4) コンプライアンス（法令遵守）	2
第2 いじめ防止対策の内容	2
4 学校いじめ対策組織	2
(1) 名称	2
(2) 組織	2
(3) 役割	2
5 未然防止のための取組	3
(1) 授業、学級活動及び学校行事（魅力ある学校づくり）	3
(2) 道徳教育及び人権教育の充実	3
(3) 教育相談の個別相談	3
(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	3
(5) いじめが生まれる背景と指導上の注意	3
障害がある児童や帰国子女及び外国籍の児童、転校生などへの配慮	
6 早期発見のための取組	4
(1) 学級担任等の取組	4
(2) 生徒指導担当教員の取組	4
7 早期解消に向けた取組	4
8 関係諸機関との連携	5
9 教職員研修の充実	5
10 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の見直し	5
11 その他	5
いじめ問題への対応マニュアル	6

学校いじめ防止基本方針

常総市立水海道小学校

はじめに

常総市立水海道小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実状に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

第1 いじめの防止対策の基本的な方向

1 目的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。喧嘩は除くが、外見的には喧嘩のようにも見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性を見極めが必要である。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

具体的ないじめのよう態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止の基本理念等

(1) 基本理念

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (2) いじめの禁止
児童は、いじめを行ってはならない。（第4条）
- (3) 学校及び職員の責務（責務）
いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。（第8条）
（基本姿勢）
 - ① いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発見を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
 - ② 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
 - ③ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
 - ④ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。
- (4) コンプライアンス（法令遵守）
いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめ防止等のための基本方針を受けて策定した、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期解決に向けての教育活動を充実させる。
また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

第2 いじめ防止対策の内容に関する事項

4 学校いじめ対策組織

- (1) 名称 常総市立水海道小学校いじめ対策委員会
- (2) 組織
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、学年主任、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、保健主事からなる校内組織を設置する。
<校内組織>
 - 学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、学年主任、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、保健主事
 - 日常的な業務についての協議（毎月1日、組織の中に事務局を決め対応する。）
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、保健主事
 - いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、関係学年主任、当該担任、その他必要に応じて人員を組織する。
 <家庭や地域、関係機関と連携した組織>
 - ・ 水海道小学校PTA本部役員会
- (3) 役割
本組織は、具体的に以下の役割を果たす。
 - ① 学校経営方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行
 - ・ 検証・修正の中核としての役割。
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録共有を行う役割。
 - ④ いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
 - ⑤ 重大事態発生時には、市教育委員会等関係機関と連携して対応。

5 未然防止のための取組

- (1) 授業、学級活動及び学校行事（魅力ある学校づくり）
 - ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校・学級づくり、絆づくり：人間関係形成能力の育成）に努める。
 - ② わかりやすい授業を行う。授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、児童が主役となり活躍できる場を設定する。
 - ③ いじめ防止のメッセージや標語の作成、異学年交流の活動を通して、いじめのない優しさのある社会をつくるという意識を醸成していく。（人権メッセージ、人権集会、縦割り班活動）
- (2) 道徳教育及び人権教育の充実
 - ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
 - ② 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
 - ③ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動、あいさつ集会）
 - ④ 人権教育
学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合えるようにする。
 - ・ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
 - ・ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、話し合うなどの取組を行う。
 - ・ 発達段階に応じて、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- (3) 教育相談と個別相談
 - ① いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。
 - ② 定期的に行う児童との個別面談の際にも、児童自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用することにより、教育相談体制を整える。（プチ教育相談）
- (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応
 - ① 情報モラルに関する研修会や授業等の実施（児童向け、保護者向け）
- (5) いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりと人間関係づくりを進めていく。
学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、普段から言動と指導の在り方には細心の注意を払う。
教職員は、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。そのような認識は、いじめている児童や周りで見えたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。
 - ② 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
また、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ③ 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見

守り、必要な支援を行う。

- ④ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員が正しい理解の促進を行い、学校として必要な対応について周知する。
- ⑤ 転校生については、学校や生活の環境の変化から、学習や生活人間関係などの不安を抱くことを前提に、学級での居場所づくりや絆づくり、学習への不安が解消するように支援を行うとともに継続的な見守りをする。
上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

6 早期発見のための取組

(1) 学級担任等の取組

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。保護者や地域の方からの通報・うわさ等についてもアンテナを高く保つ。*疑わしいものは事実を確認する。
- ② 休み時間・放課後の児童との雑談や相談、日記等を活用し、本人からの訴えや交友関係の悩み、周囲からの情報から把握する。

(2) 生徒指導担当教員の取組

- ① 定期的なアンケート調査（月1回、各学級）や孤立児童の調査、保健室へ来る子の調査などを計画的に活用できるように取り組む。
定期的なアンケートは、いじめ発見という趣旨とともにいじめ防止の取組の検証の機会とする。

7 早期解消に向けた取組

- ・ いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。
※ 学校事故等における危機管理マニュアル「いじめ問題への対応」（別紙参照）

(1) 対応

- ① 初期対応
*特に外部からの訴えの場合は、内輪でこそそととした対応はしない。
 - ② 発見者の対応 *管理職等へは、その日のうちに報告できるようにする。
◇実態の把握を行った上で、担任に報告
 - いつ（いつから）
 - どこで
 - 誰が（被害者・加害者）
 - 何をした、された（している、されている）
- (2) いじめかどうか判断が難しい場合
念のため、担任・学年主任→管理職への報告
- (3) 報告後の対応 *いじめ対策委員会を開き、対応方法を協議する
※該当職員と管理職で対応を協議する。（いじめかどうかの判断も含めて）
 - いつまでに
 - 誰が
 - 何をするのか※ 訴えた人（児童及び保護者・情報提供者）へ進捗状況を報告する。
※ いじめ解決の判断 *校長は最後まで見届け、終末まで確認する。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び常総警察署等と連携して対処する。

8 関係諸機関との連携

- ・ 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者で連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- ・ 教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護生徒対策地域協議会	筑西児童相談所	常総警察署生活安全課

9 教職員研修の充実

- ・ いじめ問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の見直し

- ・ いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

11 その他

(1) 関連法案等

- いじめ防止対策推進法（平25年6月28日公布）
- いじめ防止対策推進法（平29年4月1日附則施行）

文科省いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）

茨城県いじめ防止基本方針（平26年3月）

常総市いじめ防止基本方針（平26年6月25日）

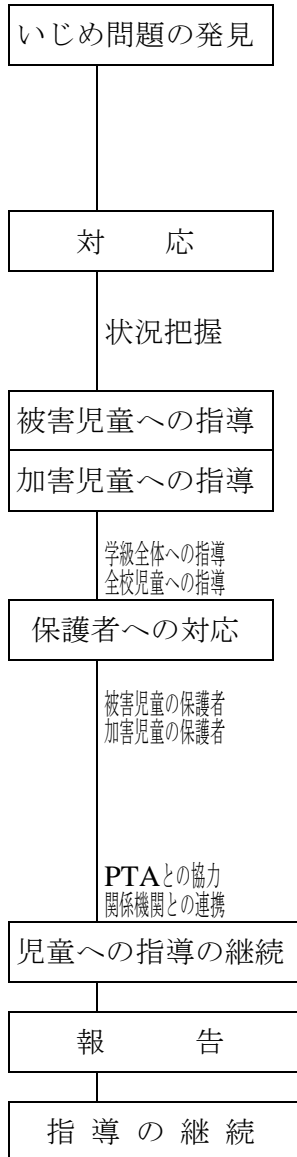
文科省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）

茨城県いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月）

文科省生徒指導提要（令和4年12月）

いじめ問題への対応

※月1回の生活アンケートを実施（迅速に対応→報告）



- 1 「いじめ」問題の発見
 - ・保護者からの訴え
 - ・本人からの訴え（児童と教師間の信頼関係により）
 - ・まわりの児童からの報告、連絡、アンケートから
 - ・教師の発見（教師自身がいじめを見抜く鋭い感性と豊かな児童理解の力量を持つこと）
- 2 すぐに対応する。（担任）
 - (1) 事実関係を把握し、報告する。（担任→生徒指導主事→教務・教頭→校長）
 - (2) 共通理解を図り、対応について協議する。
 - ・いじめ対策委員会で検討する。
 - ・校長の指示、指導
- 3 被害児童、加害児童への指導をする。状況により、学級全体への指導を進める。（担任、生徒指導主事、教務主任）
- 4 保護者への対応 ◎家庭訪問をする（担任、生徒指導主事、教務主任、教頭、校長）
 - (1) 被害児童の保護者へ
実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
 - (2) 加害児童の保護者へ
事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。
- 5 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。
- 6 指導を継続し、随時、指導の経過を報告する。
 - ・解決が長引く場合があるので、継続観察指導をする。（担任）
- 7 事態が改善されない場合は、再度対応策について検討し、対応していく。

重大事態と捉えた場合の連絡体制

